

No.	国の 予算 年度	補助/ 単独	エネルギー・ 食料品価格 等の物価高 騰の影響を 受けた生活 者等に対し て事業の効 果が直接及 ぶ	経済対策 との関係	事業名 【所管課】	事業期間	実施計画の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	成果目標	※記載してください 事業の実施状況・事業費	交付金 充当額	※記載してください 事業の評価・効果検証
1		単	○	I. 物価高から 国民生活を守る	冬季くらしの価格高騰対 策生活給付金支給事業 【福祉医療課】	開始 R6.1 終了 R6.3	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③給付金額 R5年度分の住民税非課税世帯 1700世帯×70千円 事務費 1050千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) 業務委託料 その他 として支出] ④R5年度分の住民税非課税世帯 (1700世帯)	対象世帯に対して令和6年1月までに支給を開始する	【令和5年度実施計画事業】 ※一部事業費にかかる交付をR6で受けている ・町広報1月号、町HPに掲載(R6.1.5~) ・令和6年1月5日~プッシュ型通知、確認書等の発行 ・令和6年2月29日までの期間で申請受付を実施 ・令和6年3月13日までに、対象世帯の世帯主等に対し、当該給付金を支給(支給件数1591人分) 非課税世帯給付 1591世帯×70,000円=111,370,000円(事業計) ※R5の価格高騰対策生活給付金 @ 70,000円 × 96件 × 1 = 6,720,000円 @ 円 × 式 × 1 = -円 @ 円 × 式 × 1.1 = -円 @ 円 × 式 × 1 = -円 @ 円 × 式 × 1.1 = -円 @ 円 × 式 × 1.1 = -円 合計 6,720,000円	R6交付分 (低所得支援枠) 6,720,000円	生活に必要なエネルギーや食料品等の長引く価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税非課税世帯1591世帯)に対して、R6.1.30より支給を開始し、対象世帯の冬場の負担軽減を図ることができた。
2	R5 予備	単	○	I. 物価高から 国民生活を守る	俱知安くらしの生活応援 給付金支給事業【物価 高騰対策給付金】 【福祉医療課】 【こども未来課】 【税務課】	開始 R6.3 終了 R7.3	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R5,R6の累計給付金額 令和5年度均等割のみ課税世帯 273世帯×100千円 令和6年度非課税世帯 111世帯×100千円 令和6年度均等割のみ課税世帯 69世帯×100千円 子ども加算 252人×50千円 定額減税を補足する給付の対象者 3629人(83780千円)のうちR6計画分 事務費 5895千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) 役務費(郵送料等) その他 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(453世帯) 定額減税を補足する給付の対象者数(3629人)	対象世帯に対して令和6年3月までに支給を開始する	・国の定める重点支援臨時交付金事業における給付金・定額減税一体支援枠として各事業を実施。 ・R6実施分 低所得世帯等への給付 R5均等割のみ課税世帯 23件×100千円 (R5には250件分について給付済 合計273件) R6新たな非課税となる世帯等 180件×100千円 子ども加算 252人×50千円 対象者 3629人 83,780千円 調整給付 扶助費(給付金) @ 116,680,000円 × 1式 × 1 = 116,680,000円 消耗品費 @ 22,474円 × 1式 × 1 = 22,474円 印刷製本費 @ 57,000円 × 1式 × 1.1 = 62,700円 通信運搬費 @ 350,004円 × 1式 × 1 = 351,786円 手数料 @ 300,696円 × 1式 × 1 = 304,471円 システム改修負担金 @ 4,862,000円 × 1式 × 1 = 4,862,000円 合計 122,283,431円	(給付金・定額減 税一体支援枠) 事業費 116,680,000 事務費 5,603,431 122,283,431円	国のR5予備費による重点支援臨時交付金必須事業として各種低所得世帯向け(こども加算含む)令和6年1月の予算化により、令和6年2月より申請を開始し、翌月には250世帯に対する給付を行うことができた。また、その他の事業についても、令和6年度への予算繰越や補正予算による予算化を行い、随時対象者への給付を行うことができた。
7	R6 補正	単	○	II. 物価高から の克服	物価高騰対策給付金 事業 【福祉医療課】 【こども未来課】	開始 R7.2 終了 R7.3	①物価高が続く中で低所得世帯への支援を行うことで、低所得の方々の生活を維持する。 ②低所得世帯への給付金及び事務費 ③R6の累計給付金額 のうちR6計画分 事務費 319千円 事務費の内容 [需用費(事務用品等) その他 として支出] ④低所得世帯等の給付対象世帯数(0世帯) ※令和7年度に本事業の給付を実施	対象世帯に対して令和7年3月までに支給を開始する	・実際の給付は令和7年度(実施計画)により実施 ・令和6年度は低所得世帯(1世帯3万円)及びこども加算(1人2万円)給付事業実施にかかるシステム改修 消耗品費 @ 62,700円 × 1式 × 1.1 = 68,970円 印刷製本費 @ 72,650円 × 1式 × 1.1 = 79,915円 システム改修負担金 @ 140,000円 × 1式 × 1.1 = 154,000円 @ 円 × × 1.1 = -円 @ 円 × × 1.1 = -円 合計 302,885円	(低所得及び不足 額給付一体枠) 302,885円	本事業は、臨時交付金により実施する必須事業となっており、1日でも早い給付を行うため、令和7年1月の予算化、令和7年2月にシステム改修を実施し、3月には4月給付開始に向けた申請等にかかる書類の準備、発送を行った。そのことにより、令和7年度4月に給付を開始することができた。
11	R6 補正	単	○	II. 物価高から の克服	学校給食費負担軽減事 業(エネルギー・食料品 価格等の物価高騰に伴 う子育て世帯支援) 【学校教育課】	開始 R6.4 終了 R7.3	①以前続いている物価高騰下においても、保護者負担を増やすことなく、物価高騰相当分の賄材料費を増額し、児童生徒の成長に不可欠な学校給食をこれまで通り提供することで、物価高騰等に直面する保護者の負担軽減を図る。 ②物価高騰による賄材料費の増額分を交付対象経費とする。 ③賄材料費(物価高騰相当分) 6,534千円 1日当たり提供人数×1食当たり補助価格×給食日数 1,100食×30円×198日=6,534,000円 ④児童生徒の保護者(学校職員分の給食費を対象としない) 【推奨事業メニュー②】エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	物価高騰による増額分の賄材料費の保護者負担0円	・事業実施期間 令和6年4月分から令和7年3月 ・物価高騰下による食材価格の高騰に伴い、賄材料費の増額分に交付金を充てた。 ・物価高騰相当分賄材料費(対象児童・生徒分) 6,534,000円 1食当たり提供人数 1,100食 1食当たり補助価格 30円 給食日数 198日 1日当たり補助価格 @ 33,000円 × 198日 × 1 = 6,534,000円 (1食補助単価30円×1,100食) -円 -円 -円 -円 -円 合計 6,534,000円	(推奨事業メニュー分) 6,534,000円	長引く物価高騰下において食材価格の高騰もあり賄材料費について増額となったが、保護者負担を増やさずにメニューや食材調達のやりくりを行いながら、これまでどおり栄養バランスや量を保った学校給食を提供することができた。
12	R6 補正	単	○	II. 物価高から の克服	馬鈴薯生産振興対策事 業(種子馬鈴薯購入費 助成) 【農林課】	開始 R7.1 終了 R7.3	①円安や国際情勢の影響による農業用資材費等の価格高騰が継続している状況の他、過去にない高温障害に起因する農作物の収量低下や品質不良が農業経営に影響を及ぼしていることを踏まえ、基幹作物である馬鈴薯の種子購入費の一部を支援することにより、農業者が事業継続できるよう農業経営を支援する。 ②馬鈴薯の種子購入費の一部を助成する経費を交付対象経費とする。 ③種子馬鈴薯購入費助成金 17,200千円(補助限度額300千円) ・LM配布規格(60g~189g)の種子馬鈴薯 1俵(50kg)につき1,000円×15,160俵=15,160千円 ・LM配布規格(60g~189g)の種子馬鈴薯(原種) 1俵(50kg)につき1,200円×1,700俵=2,040千円 ④町内の農業者 124件 【推奨事業メニュー⑥】農林水産業における物価高騰対策支援	対象となる農業者 最大124件への補助	・交付年月日 令和7年3月11日 ・交付件数 種子馬鈴薯を購入した農業者 98名 種子馬鈴薯(原種)を購入した農業者 24名 離農のため支援対象外とした者 2名 備考 助成金(種子馬鈴薯-上原種11名分) @ 766円 × 4,309俵 × 1 = 3,300,000円 助成金(種子馬鈴薯98名分) @ 1,000円 × 10,864俵 × 1 = 10,864,000円 助成金(原種24名分) @ 1,200円 × 1,726俵 × 1 = 2,071,200円 合計 16,235,200円	(推奨事業メニュー分) 12,980,000円	円安や物価高騰、猛暑により農業経営が圧迫される中、令和7年度の作業開始を見据え支援を実行したことで、基幹作物である馬鈴薯の生産基盤が守られ、事業継続につながった。
						開始 R7.1 終了 R7.3	①エネルギー価格高騰に影響を受ける町内の事業者の負担を軽減するため、支援金を交付し、事業継続の下支えをする。 ②町内に本店を置く法人または本町に住居登録がある個人事業主であるもの、若しくは町内で介護施設・福祉施設・保育施設を運営している法人格	- 1 -	・令和7年1月中旬~令和7年3月上旬の期間で事業者よりオンライン申請を活用した		長引くエネルギー価格高騰による影響を受ける町内に本店・本部を置いている法人または住民登録がある個人事業主が営む事業所に対し、負担軽減のため、一律5万円の支援金を交付し、さらに本部が町外所在地

No.	国の 予算 年度	補助/ 単独	エネルギー・ 食料品価格 等の物価高 騰の影響を 受けた生活 者等に対し て事業の効 果が直接及 ぶ	経済対策 との関係	事業名 【所管課】	事業期間	実施計画の事業概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	成果目標	※記載してください 事業の実施状況・事業費	交付金 充当額	※記載してください 事業の評価・効果検証
13	R6 補正	単	○	Ⅱ. 物価高から の克服	エネルギー価格高騰対 策事業者支援金事業 【観光商工課】		を有する事業者で、今後も事業を継続する意思があることに支援金を支給 するため経費を交付対象経費とする。 ③支援金 25,800千円 一事業者 489事業者×一律50千円=24,450千円) 介護・福祉・保育施設運営対象者 6事業者×100千円=600千円 介護・福祉・保育施設複数運営対象者 5事業者×150千円=750千円 《その他財源》 郵送料(交付決定通知等) 55千円(110円×500件) 振込手数料 70千円(140円×500件) ④町内に本店を置く法人または本町に住民登録がある個人事業主若しく は、町内で介護施設・福祉施設・保育施設を運営している法人格を有する 事業者 約500事業者 【推奨事業メニュー②】中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	町内事業者約 500事業者への 支援金交付	補助申請を受け付け ・令和7年2月4日～令和7年3月31日まで事業者612件に支援金を交付 ・交付件数: 法人・個人事業者 601件 福祉関係事業者 11件(単独施設 6件、複数施設5件) 支援金(補助金) @ 50,000 円 × 601 × 1 = 30,050,000 円 支援金(福祉単独) @ 100,000 円 × 6 × 1 = 600,000 円 支援金(福祉複数) @ 150,000 円 × 5 × 1 = 750,000 円 @ 円 × × 1.1 = - 円 @ 円 × × 1.1 = - 円 合計 31,400,000 円 (推奨事業メニュー分) 21,840,000 円	21,840,000 円	あっても町内で介護施設・福祉施設・保育施設を運営し ている法人格を有する事業者にとっては施設数に応じ ての支援を行った。 そのことで、町内事業者及び福祉関連事業所の事業継 続の下支えをすることができた。
14	R6 補正	単	○	Ⅱ. 物価高から の克服	町内会等交付金(エネ ルギー価格高騰対策支 援)支給事業 【住民環境課】	開始 R7.1 終了 R7.3	①長引くエネルギー価格・物価高騰の中町内の夜間における犯罪防止と 通行の安全のために街路防犯灯を設置、維持管理する町内会等に対し、 街路防犯灯電気料金を交付し町内会等の経費の負担軽減を図る。 ②町内会等へ街路防犯灯電気料金を交付する経費を交付対象経費とし る。 ③交付金 2,151千円(73町内会等分) (町内会等の区分に応じ、1年間に支払った電気料金に100分の55または 100分の15を乗じて得られる額) ④俱知安町町内会等交付金交付要綱により令和6年度交付金を受けてい る73町内会等 【推奨事業メニュー⑦】中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	対象となる74町 内会等に交付金 を交付	・交付決定 令和7年1月22日 ・令和7年3月11日に町内会・自治振興会へ補助金を交付 ・交付件数 69町内会・自治振興会 (交付額 2,150,100円) 街路防犯灯電気料 @ 2,150,100 円 × (69団体) × 1 = 2,150,100 円 @ 円 × × 1.1 = - 円 @ 円 × × 1.1 = - 円 @ 円 × × 1.1 = - 円 @ 円 × × 1.1 = - 円 合計 2,150,100 円 (推奨事業メニュー分) 1,720,000 円	1,720,000 円	町内会運営にあたって大きな負担となっている街路 防犯灯電気料について追加の助成を行った。(町内会 等の区分に応じ、1年間に支払った電気料金に100分 の55または100分の15を乗じて得られる額) 長引くエネルギー価格高騰による電気料金の高騰に 伴い町内会予算の大半を電気料金の支払いに充てる ことになっていた町内会からは、「追加の補助があった ことで実施を断念していた町内会活動を実施するこ うできた」という感謝の声も届いており、町内会活動並 びに地域振興の促進に寄与した。
15	R6 補正	単	○	Ⅱ. 物価高から の克服	公共交通・物流事業者 支援金支給事業 【総合政策課】	開始 R7.1 終了 R7.3	①エネルギー価格高騰の影響を受けながらも町民生活に必要な公共交通 の維持や、物流の確保に努めている事業者に支援金を支給することによ り、エネルギー価格高騰に対する影響緩和を図る。 ②公共交通の維持や、物流の確保に努めている事業者に支給する支援金 を交付対象経費とする。 ③公共交通・物流事業者支援金 6,200千円 ア)生活路線バス運行事業者300千円×2事業者=600千円 イ)タクシー事業者登録車両1台20千円×55台=1,100千円、 ウ)貨物自動車運送事業者車両1台20千円×200台=4,000千円、 エ)貨物軽自動車運送事業者車両1台10千円×50台=500千円 (貨物軽自動車運送事業者上限100千円、それ以外300千円) ④下記要件(1)から(3)のいずれかを満たす事業者 (1)道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イの一般乗合旅客自 動車運送事業を営む者であって、町内の営業キロ数が全路線延長の80 パーセント以上である路線を有する事業者 (2)同法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送業(障害者等の運送 に業務範囲を限定した許可を受けた福祉タクシー業を除く。)を営む者で あって町内に事業所を置くタクシー事業者及び俱知安町高齢者ハイヤー (バス)利用助成券交付事業等の受託事業者として本町と契約を締結して いる事業者 (3)貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第2条第2項の貨 物自動車運送事業又は第2条第4項の貨物軽自動車運送事業を営む者で あって、町内に本社を有する事業者 【推奨事業メニュー⑧】地域公共交通・物流や地域観光業に対する支援	対象となる事業 者(ア:2社、イ:17 社約55台、ウ: 約200台、エ: 約50台)に支援金 を交付	・事業実施期間: 令和7年1月22日～令和7年3月31日【事業完了】 ・交付件数: ア)生活路線バス事業者 2事業者 イ)タクシー事業者 5事業者(66台) ウ)貨物自動車運送事業者 17事業者(198台) エ)貨物軽自動車運送事業者 3事業者(13台) バス事業者 @ 600,000 円 × (2社) × 1 = 600,000 円 タクシー事業者 @ 1,020,000 円 × (5社) × 1 = 1,020,000 円 貨物自動車運送事業者 @ 3,220,000 円 × (17社) × 1 = 3,220,000 円 貨物軽自動車運送事業者 @ 130,000 円 × (3社) × 1 = 130,000 円 @ 円 × × 1 = - 円 合計 4,970,000 円 (推奨事業メニュー分) 3,976,000 円	3,976,000 円	物価高騰や燃料価格高騰に歯止めがかからない中、 その影響を受けながら通院や買物など町民生活のた めに必要な公共交通の維持や物流の確保に努めてい る事業者に支援金を支給することで、エネルギー価格 高騰に対する影響緩和が図られ、事業継続、車両台数 の維持により町民の生活交通・物流確保に寄与した。

○実施計画事業費総額
172,624千円

○事業費総額

190,595,616 円

(内訳)

○交付金充当総額

176,356,316 円

6,720,000 円 (低所得支援枠)
47,050,000 円 (推奨事業メニュー枠)
122,283,431 円 (給付金・定額減税一体支援枠)
302,885 円 (低所得・不足額給付一体枠)